

1月のカレンダー

日	行政情報	保健センター情報
1	市民防火の日	困りごと相談 1月11日(火)午前10時～午後3時 福祉会館 相談内容 「人権相談」 人権等の問題 「行政相談」 市等の仕事への意見・要望等 「民生相談」 家庭内の民事問題等
2		
3		無料法律相談 日時 1月7日(金)午前9時～正午 場所 市民相談室 定員 6人 1月6日(木)午前9時～電話で予約
4	官庁仕事始め	日時 1月17日(月)午前9時～正午 場所 市民相談室 定員 6人 1月13日(木)午前9時～電話で予約 秘書広報課(内線251)
5	消費生活相談 市民相談室	乙訓特設人権相談(1月) ■向日市 11日・25日午前10時～福祉会館 ■長岡京市 11日・18日午前10時～市役所市民相談室 ■大山崎町 14日・21日・28日午後1時30分～役場相談室 いずれかの相談所へお越しください。
6	育児相談 第4保育所	
7	育児相談 第2保育所	
8		12号守口線通行止補修工事 ■通行止期間 1月19日(水)午前6時～ 1月27日(木)午前6時 ■通行止区間 12号守口線および森小路線全線 阪神高速道路公団 ☎0120-40-1620
9	消防出初式 午前10時～11時15分 市役所庁舎前および向日町競輪場内	
10	成人式 午前10時30分～ 市民会館	
11	困りごと相談 午前10時～午後3時 福祉会館 経営専門相談 午後1時～4時30分 商工会館	マタニティスクール 午後1時20分～4時
12	消費生活相談 市民相談室	リハビリ体操 午前9時30分～11時30分 乳児前期健診 午後1時15分～2時45分
13	年金相談 市民相談室 育児相談 第4保育所	離乳教室 午前9時15分～11時30分 健康体操 午前9時30分～11時30分 腰痛・肩こり体操 午後1時30分～3時 福祉会館
14	育児相談 第2保育所	
15	むこう愛菜市 1月15日(土)午前9時～ 保健センター	トレーニング講習会 ■日時 1月15日(土)午前10時～11時15分 ■場所 市民体育館 ■対象 18歳以上の男女 ■定員 20人 ■申込 1月7日(金)午前9時から受付(ただし、午前9時の時点で20人以上の場合は、抽選を行います) ※受講料1,000円と練習用B×2.5cmを携帯してください。 市民体育館 ☎932-5011
16		

- 消費生活相談は午後1時～4時■
- 年金相談は午前10時～午後4時■
- 育児相談は午前10時～午後3時■

天文館だより

プラネタリウム冬番組
南極～はるかなる大地への夢
1月8日(土)～3月26日(日)

プラネタリウム投影開始時刻・観覧料金

火・水・木	午後2時30分・4時	観覧料金	個人	団体
土・日	午前10時・11時・午後1時・2時30分・4時 ※第2土曜日のみ午後7時30分も投影します。	大人	200円	180円
		小・中学生	100円	50円
		幼児	無料	

この番組は、平成7年度冬番組の再投影です。

天体観望会

開催日・内容

- 1月15日(土) 見ごたえあり1月と木星・土星のランデブー
 - 2月12日(土) 火星・木星・土星をつなぐ。これが黄道だ。
 - 3月11日(土) さようなら惑星!また会う日まで
- 開催時間は、全季節とも午後7時～9時です。 ■雨天・曇天は中止です。当日の午後6時頃に、必ずお問い合わせください。
■各回とも開催日の10日前までに往復はがき(往信用はがきの裏に代表者住所氏名、全参加者氏名年齢、代表者電話番号、観望希望日を、返信用はがきの表に代表者の住所・氏名を記入)で申込み。

天文館 〒617-0005 向日町南山82-1 ☎935-3800

■材料/6人分■

小麦粉140g、ベーキングパウダー小さじ1½、重曹小さじ¼強、スキムミルク大さじ2強、甘納豆大さじ3、A(こまつな100g、プレーンヨーグルト½カップ、卵2個、バター10g、砂糖50g、水小さじ1)

■作り方■

- ①型にバター(分量外)を塗っておく。
- ②小麦粉、スキムミルク、ベーキングパウダー、重曹を合わせ、ふるっておく。
- ③こまつなをざく切りにし、Aの材料全部と共にミキサーをかける。なめらかになればボールに移し、②の粉と甘納豆を入れ混ぜる。
- ④蒸気の上った蒸器に入れふきんをかけふたをして、約20分ぐらい中火で蒸す。さめたら切り分ける。

■エネルギー187Kcal たんぱく質5.6g カルシウム92mg 塩分0.1g■

食生活改善推進員が勧める健康料理



カルシウムたっぷり
こまつなの蒸しケーキ



- ▶少子高齢化ニッポン 舛添要一著 PHP
- ▶スーパー・ストラクチャー～新しい世界の見方・考え方～ 田中直毅著 講談社
- ▶子別れレッスン 齊藤学、久田恵著 学陽書房
- ▶介護のあした 信濃毎日新聞社編 紀伊国屋書店
- ▶ストレートスラッシュキルトの世界 黒羽志寿子著 文化出版局
- ▶唱歌・童謡ものがたり 読売新聞文化部著 岩波書店
- ▶あすか 上巻 鈴木聡作 長川千佳子ノベライズ NHK出版
- ▶はぐれの刺客 沢田ふじ子著 徳間書店

- 新着図書のご案内**
向日市立図書館 ☎931-1181 一般図書
- ▶人生の目的 五木寛之著 幻冬舎
 - ▶あした見る夢 瀬戸内寂聴著 朝日新聞社
 - ▶チャーミング・ベリー アリス・マクダーモット著 早川書房
 - ▶われらの父の父 ベルナール・ヴェルベール著 NHK出版

くらしの情報

悪質商法にご用心 ③

ご利用ください消費生活相談
水曜日午後1時～4時 市民相談室
専任委員(内線241)

【事例】 会社員のA夫さん宅に、ビデオテープが代金引換郵便で送られてきた。A夫さんは仕事で不在、家にいた母親は息子が注文したのだと思い、代金8,000円を支払った。A夫さんが帰宅して、注文していないことが分った。支払った代金を返してもらいたい。また、受け取ったビデオテープはどうすればよいか。

【アドバイス】 消費者が注文していないのに、業者が勝手に、郵便や宅急便で商品を送りつけて、商品代金を請求する商法を送りつけ商法(ネガティブ・オプション)といいます。消費者は代金を支払ったり、商品を送返す義務はありません。商品が送られてきた日から14日間(業者に引き取りを請求した場合7日間)を経過すれば自由に処分できます。支払った代金の返還を、業者に請求できますが、実体は遠隔地の正体が定かでない業者であり、代金回収は困難です。

着払い商品が送られてきたときは、家族が注文した物かどうか確かめて商品を引き取りましょう。